

全タク連発第150号
令和5年1月26日

協会長各位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 川鍋 一朗
交通安全委員会
委員長 秋山 利裕

SASスクリーニング検査の受検推進キャンペーンの実施について

平成29年1月改正道路運送法が施行され、事業者は事業用自動車のドライバーが疾病により安全な運転ができないおそれがある状態での運転の防止のための措置を講じなければならないことが法律上明記されました。

全タク連では、これまでも健康起因事故を抑止するため「事業用自動車の運転者に関する健康管理マニュアル」（国土交通省自動車局作成）に基づく主要疾病に関するスクリーニング検査の受検を推奨してきましたところではありますが、残念ながらトラック、バス業界に比べてタクシー業界の受検率は低調な結果となっております。

このため、全タク連では主要疾病の一つである睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査について、本年もNPO法人ヘルスケアネットワーク及びNPO法人睡眠健康研究所の協力を得て、タクシー業界向けのSASスクリーニング検査の受検推進キャンペーンを実施いたします。

キャンペーンの詳細については別添1（ヘルスケアネットワーク）、2（睡眠健康研究所）のパンフレットのとおりですので、会員事業者に対して周知を図るとともに、積極的な受検勧奨を行っていただきたくお願い申し上げます。